

# 12月 December

## 保健カレンダー

お問い合わせ●保健福祉課保健指導係

### 【12月分】

- 1日☉ 児童相談所巡回相談 **予約制**  
 2日☉ ヘルシー運動教室……9:00～10:30  
 3日☉ もぐもぐ教室 **申込制**…13:00～14:00  
 乳幼児健診……13:30～  
 (通知者以外は14:30～)  
 6日☉ 介護教室……13:30～15:30  
 7日☉ リハビリ教室(理学療法士による指導含む)  
 11:00～14:30  
 9日☉ ヘルシー運動教室……9:00～10:30  
 乳幼児予防接種
- |      |             |
|------|-------------|
| 三種混合 | 13:45～14:15 |
| 麻しん  | 14:45～15:00 |
| 風しん  | 15:30～15:45 |
- 15日☉ ヘルシー運動教室……9:00～10:30  
 16日☉ 元気っ子クッキング……10:00～12:00  
 ポリオ予防接種……13:45～14:15  
 20日☉ 子育て相談 **予約制**  
 21日☉ リハビリ教室……11:00～14:30

※会場は保健福祉センターです!

### 〈地域子育て支援センター〉

〈親子遊びの体験教室〉**予約制**

- 3日☉ テーマ「1歳児さんあつまれ」…10:00～11:30  
 10日☉ テーマ「2歳児さんあつまれ」…10:00～11:30  
 17日☉ テーマ「3歳児さんあつまれ」…10:00～11:30  
 24日☉ テーマ「おもちゃ作り」…10:00～11:30  
 〈遊びの広場〉(毎週月・火・水曜日プレイルーム開放)…9:00～12:00  
 1日(水)・6日(月)・7日(火)・8日(水)・13日(月)・14日(火)・15日(水)・20日(月)・22日(水)

※会場は幼児センターです!

申込み・お問い合わせ 東川町地域子育て支援センター ☎82-5100

### 【1月分】

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 13日☉ 乳幼児予防接種         | 24日☉ 介護教室              |
| 14日☉ ごっくん教室<br>乳幼児健診 | 25日☉ 栄養教室(基礎編)         |
| 18日☉ リハビリ教室          | 26日☉ 1歳6ヶ月児健診          |
| 19日☉ ヘルシー運動教室        | 27日☉ 親子ふれあい教室          |
| 20日☉ 栄養教室(応用編)       | 28日☉ ヘルシー運動教室<br>子育て相談 |
| 21日☉ 子宮・乳がん検診        | 30日☉ 胃・大腸がん検診          |

## 元気っ子クッキングのお知らせ

子どもの成長に「食べ物」はとても大切です。親子で料理をする機会の少ない方、簡単にできる料理を作ってみませんか?

**対象** おおむね2歳半以上の幼児とおかあさん。  
(お父さんも大歓迎です。)

**日時** 12月16日(木) 午前10時から午後12時頃  
**内容** 「野菜たっぷりギョーザクッキング」調理実習、試食、ミニ講話

**場所** 保健福祉センター(健康学習室・栄養指導室)

**持ち物** エプロン・三角巾・筆記道具

**申込み・お問い合わせ** 役場栄養士 ☎82-2111

## エキノコックス症の検診結果お知らせ

10月21日～22日に実施致しましたエキノコックス症検診につきましては、受診者全員が異常ありませんでしたのでお知らせします。

受診者が大勢であるため結果通知致しませんので、ご了承ください。

## 子育て支援センター手作り講座のお知らせ

12月、街をクリスマス色に染めて、子供も大人もわくわくドキドキする季節ですね。楽しいクリスマス会を予定していますので、親子でぜひ参加ください。

**対象** 家庭にいる親子ならどなたでも

**日時** 12月21日(火)午前10時～正午

**持ち物** 各自300円程度のプレゼントを、お子さんの人数分用意して持ってきてください。

**場所** 子育て支援センタープレイルーム

**その他** **予約制** 12月6日から受付をします。

**申込み・お問い合わせ** 東川町地域子育て支援センター

☎82-5100

## 配偶者暴力防止法が改正されました

保護命令の対象を子供や離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2カ月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。

改正の主な内容は…

- 1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 2 保護命令制度の拡充
- 3 被害者自立支援の明確化等

です。詳しくは、北海道環境生活部男女平等参画推進室 ☎011-231-4111または役場企画総務課総務係 ☎82-2111まで。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)を開設しています。